

家族のレスパイトのため 医療的ケアが必要な児童に 無料の訪問看護を提供します

対象

医療保険の訪問看護を月1回以上利用している児童
※18歳到達後、最初の3月31日まで

内容

医療保険の時間数を超える訪問看護
医療保険が適用されない自宅外の訪問看護

時間

1人当たり48時間/年(4月1日～翌年3月31日)

原則、利用料金はかかりません。詳しい利用条件などは、Q&Aをご確認ください。

利用方法

本事業の利用手続きについては、訪問看護事業所が行います。
まずは、現在利用している訪問看護事業所へご相談ください。

利用の流れ

- 相談** 本事業の利用を訪問看護事業所に相談してください。
- ↓
- 申請** 訪問看護事業所が札幌市へ申請します。
- ↓
- 本人確認** 児童の保護者へ本人確認の電子メールが送られます。
- ↓
- 決定・説明** 決定後、重要事項について、事業所から説明を受けます。
- ↓
- 利用開始** 訪問看護計画に基づき、訪問看護の提供を受けます。

利用例

～ 自宅で ～

10:00 11:30 13:30

医療保険 本事業の訪問看護

医療保険の訪問看護に付け足し、時間に余裕を持って、買い物や兄弟姉妹の行事に出かける。※保護者の私用や休息にも利用できます。

～ 外出先で ～

12:00 本事業の訪問看護 16:00

在宅生活に移行して初めて外出するときに、いつも支援を受けている事業所に付き添ってもらおう。

Q&A

どのような児童が本事業の訪問看護を受けられますか。

以下の要件を満たす医療的ケア児が対象です。

1. 小樽市内に住民登録がある
2. 訪問看護指示書が発行されている
3. 医療保険制度の訪問看護を月1回以上継続して利用している（または見込みである）

児童の保護者が直接申請することはできますか。

保護者からの申請は受け付けていません。

保護者から相談を受けた訪問看護事業所が、本事業による訪問看護の提供を承諾した上で、札幌市へ申請手続きを行います。

利用料金はまったくかからないのですか。

訪問看護そのものの利用料はかかりません。

ただし、交通費や衛生材料費などの実費相当分、キャンセル料を訪問看護事業所から請求されることがあります。利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください。

自宅以外の外出先や学校でも利用できますか。

訪問看護事業所の承諾、学校など訪問看護を受け入れる機関の了承が得られた場合に利用することができます。利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください。

利用するときに、毎回申請が必要ですか。

札幌市への利用申請は、初回のみです。

利用決定を受けた後は、保護者と訪問看護事業所との間での調整は必要ですが、18歳まで本事業の訪問看護を受けることができます。なお、転居等の場合は、変更申請が必要です。

お問い合わせ先

・小樽市福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）電話0134-32-4111内線302

事業の詳細

事業の詳細については、札幌市公式ホームページからご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/respite.html>

